（少年警察活動規則の一部改正）

第二条　少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所及び［　］で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　［略］ 2　少年警察活動に関しては、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）、犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）その他の法令（地方公共団体の条例又は規則を含む。）によるほか、この規則の定めるところによる。 （定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一　略］ 二　特定少年　少年法第六十二条第一項に規定する特定少年をいう。 三　［略］ 四　［略］ 五　ぐ犯少年　少年法第三条第一項第三号に規定する少年（特定少年に該当する場合を除く。）をいう。 六～八　［略］	（趣旨） **第一条**　［同上］ 2　少年警察活動に関しては、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）その他の法令（地方公共団体の条例又は規則を含む。）によるほか、この規則の定めるところによる。 （定義） **第二条**　［同上］ ［一　同上］ ［号を加える。］ 二　［同上］ 三　［同上］ 四　ぐ犯少年　少年法第三条第一項第三号に規定する少年をいう。 五～七　［同上］
九　要保護少年　児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年又は児童虐待を受けたと思われる児童に該当する場合を除く。）をいう。 十　児童虐待を受けたと思われる児童　児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童をいう。 十一　低年齢少年　十四歳未満の者をいう。 十二　［略］ 十三　少年補導職員　少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。）、継続補導（第八条第二項（同条第五項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合並びに第十三条第三項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行う継続的な補導をいう。）、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、当該活動に必要な知識及び技能を有する都道府県警察の職員（警察官を除く。）のうちから警察本部長（警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。）が命じた者をいう。 十四　［略］ （早期発見） **第六条**　第二条第六号から第十号までに掲げる少年については、街頭補導（次条第一項に規定する街頭補導をいう。）及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間及び警察と関係機関の連携を図り、これらを早期に発見するように努めるものとする。	［一号ずつ繰り下げる。］ 八　要保護少年　児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年に該当する場合を除く。）をいう。 ［号を加える。］ 九　低年齢少年　十四歳に満たない者をいう。 十　［同上］ 十一　少年補導職員　少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。）、継続補導（第八条第二項（第十三条第三項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行う継続的な補導をいう。以下同じ。）、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、当該活動に必要な知識及び技能を有する都道府県警察本部長（警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。）が命じた者をいう。 十二　［同上］ （早期発見） **第六条**　第二条第五号から第八号までに掲げる少年については、街頭補導（次条第一項に規定する街頭補導をいう。）及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間及び警察と関係機関の連携を図り、これらを早期に発見するように努めるものとする。